# 「株式買入等基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、下記1. および2. の措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

また、当該決定に伴い必要となる関係諸規程を整備するため、下記3.の措置を 講ずることとしましたので、併せてお知らせします。

なお、本件は、本行保有株式にかかる受託者の選定を適切に行うとともに、これまで政策委員会において決定してきた事項のうち、実務的なものについて執行部で 定める扱いとする等の技術的な対応を行うための措置となります。

記

- 1. 「株式買入等基本要領」 (平成14年10月11日決定) を別紙1. のとおり 一部改正すること。
- 2. 「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」 (平成22年7月 16日決定)を本日をもって廃止すること。
- 3. 「株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」を別紙2. のとおり制定すること。

以上

<本件照会先>

金融機構局総務課信用政策企画グループ 代表 03-3279-1111 竹本(内線 6227)

### 「株式買入等基本要領」中一部改正

- 5.(2)を横線のとおり改める。
  - (2) <u>(1) のこの基本要領に定める</u>受託者は、<u>本行の当座預金取引の相手方であって、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められる先のうち、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。</u>
- 9. を横線のとおり改める。
- 9. 買入れた株式の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、<del>本行が別に定めるところにより選定する</del>受託者<del>(信託銀行に限る。)</del>に、当該指針の範囲で善管注意義務に従って株式の議決権を行使させるものとする。

- (1) 略(不変)
- (2) 略 (不変)
- 10. (3) を横線のとおり改める。
  - (3) 次に掲げる事項を考慮して株式の処分の指針を定め、<del>本行が別に定めるところにより選定する</del>受託者 (信託銀行に限る。) に当該指針の範囲で善管注意義務に 従って株式を処分させるものとする。
    - イ. 略 (不変)
    - 口. 略(不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

### 株式買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目

#### 1. 趣旨

この細目は、「株式買入等基本要領」(平成14年10月11日付政委第122号別紙1。以下「基本要領」という。)に基づく株式の買入等に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、基本要領に定める信託の受託者(以下「受託者」という。)の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

## 3. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者 に限る。
  - イ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1 条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
  - ロ. 本行本店の当座預金取引先であること
  - ハ. 信用力に関する次の要件を満たすこと

### (イ) 自己資本の充実

a. 連結および単体自己資本比率(銀行法(昭和56年法律第59号)第14条の2に掲げる基準に基づいて算出する比率をいう。)が、基準時点(受託者の選定を行う日(以下「選定日」という。)の直近の決算期末(中間期末を含む。以下同じ。)をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。)において、国際統一基準が適用される先に

ついては普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上 および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。

b. 法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たすこと。ただし、資本バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、本要件を満たすものとみなす。

### (ロ) 流動性にかかる健全性

- a. 流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。
- b. 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、基準時点において、法令により定められた水準を満たすこと。 ただし、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、本要件を満たすものとみなす。
- (ハ)(イ)または(ロ)の要件を充足している場合であっても、考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分でないと認められる特段の事情があるときは、各要件を満たすものとして取扱わない。
- 二. 基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式(他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。)の貸借対照表価額の合計額が本行が保有する金銭の信託(信託財産株式)の時価相当額以上であること
- ホ.選定日を含む年度の前年度の4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと(行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者とすることが不適当でないと認めた場合を除く。)
- へ. 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められる こと

- (2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても(1) に掲げる要件を満たさなければならない。
- (3)受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。
- (4) 受託者が本件の受託業務の一部を委託する場合((3) に定める場合を除く。) には、当該委託の相手方(以下「事務委託先」という。) は、実質的な支配力または影響力に照らして、受託者と特に密接な関係を有すると本行が認める企業に限るほか、事務委託先においても(1) ホ. およびへ. の要件を満たさなければならない。

#### 4. 信託契約

- (1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。
- (2)(1)に定める信託契約の契約期間(契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。以下同じ。)は、3年((3)または5.に基づき新たな受託者を選定する場合においては、新たな受託者が従前の受託者から円滑な信託財産の引継ぎ等を受けるために必要と認める期間を3年に加算した期間)を超えないものとする。
- (3)(1)に定める信託契約の契約期間の満了時において、本行が株式を保有すると見込まれる場合には、あらためて受託者を選定する。

#### 5. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに 新たな受託者を選定することができる。

- (1)受託者、再信託の受託者または事務委託先が3.に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

## (附則)

- 1. この細目は、本日から実施する。
- 2. 「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」(平成22年7月 16日付政委第62号別紙)に基づき、現に受託者となっている先については、 この細目に基づく受託者として取扱う。